



平成 26 年 5 月 21 日

各 位

東京都墨田区両国1丁目7番2号  
株式会社 カーチスホールディングス  
代表執行役社長 富田 圭潤  
(コード番号 7 6 0 2 東証第 2 部)  
執 行 役 高 田 知 行  
電 話 番 号 : 0 3 - 5 8 2 5 - 5 0 7 5

### 株式併合に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 27 回定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 株式併合の目的

当社株式の投資単位は、数年来低水準で推移し、投資単位当たりの株価の変動率は高くなっており、直近 3 か月間の投資単位についても、従前と比較すると若干上昇したものの、7~8 千円程度と低水準となっており、依然として投資単位当たりの株価の変動率は高く、投機的取引の対象となりやすい状態となっております。なお、東京証券取引所が望ましいとする投資単位は 5 万円~50 万円となっており、当該投資単位と比較しても低い水準で推移しております。

今般、当社は、このような状況を改善し、投資単位並びに株価水準の適正化を図るために株式併合を行うことといたしました。この株式併合により、発行済株式総数も時価総額に対して適切な水準となるとともに、当社株式が株式市場において一層適正に評価されることが期待され、さらには株主管理コストの低減も可能となります。

以上の目的を達成するため、さらには将来的に柔軟且つ機動的な株主還元施策を実施する上で最適な発行済株式総数の観点等から総合的に勘案し、当社が行う株式併合の割合を 10 株につき 1 株の割合により行うことといたしました。

##### 2. 株式併合の内容

###### (1) 併合する株式の種類

当社普通株式

###### (2) 併合の方法

平成 26 年 9 月 30 日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式 10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

###### (3) 減少株式数

発行済株式総数 : 236,177,091 株 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

併合による減少株式総数 : 212,559,382 株

併合後の発行済株式総数 : 23,617,709 株

※「併合による減少株式総数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合の割合に基づき算出した理論値となります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理について

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 株式併合により減少する株主数 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	12,563 名 (100.0%)	236,177,091 株 (100.0%)
1,000 株以上所有株主	5,859 名 (46.6%)	233,994,122 株 (99.1%)
100 株以上 1,000 株未満所有株主	6,570 名 (52.3%)	2,179,768 株 (0.9%)
10 株以上 100 株未満所有株主	88 名 (0.7%)	3,123 株 (0.0%)
10 株未満所有株主	46 名 (0.4%)	78 株 (0.0%)

(6) 新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使額の調整

株式併合に伴い、当社発行の新株予約権について、その目的となる株式の数及び 1 株当たりの権利行使価額を平成 26 年 10 月 1 日以降、下記の通り調整いたします。

平成 25 年 9 月 5 日に発行した新株予約権 (有償ストック・オプション)

	調整前	調整後
目的となる株式の数	10,717,000 株	1,071,700 株
1 株当たりの権利行使価額	49 円	490 円

※平成 26 年 3 月 31 日時点の新株予約権の数を記載しております。

(7) 株式併合の条件

本株式併合は、平成 26 年 6 月 27 日に開催予定である当社第 27 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記の発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更の議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更理由

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図る為に、併合割合にほぼ対応させた割合で発行可能株式総数を減少させるものです。

(2) 発行可能株式総数の変更内容

併合前 : 492,932,364 株

併合後 : 50,000,000 株

(3) 発行可能株式総数の変更条件

本発行可能株式総数の変更は、平成 26 年 6 月 27 日に開催予定である当社第 27 回定時株主総会において、本発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更の議案及び上記の株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が発生することを条件とします。

4. 株式併合の日程（予定）

平成 26 年 5 月 21 日 取締役会決議

平成 26 年 6 月 27 日 定時株主総会決議（予定）

平成 26 年 10 月 1 日 株式併合の効力発生日（予定）

平成 26 年 10 月 1 日 発行可能株式総数の変更の効力発生日（予定）

5. 本株式併合において影響を受ける株主様への対応について

(1) 10 株未満の当社株式を保有の株主様

本株式併合により、保有機会を失うこととなりますが、会社法 235 条に基づき、一括して売却処分とさせて頂き、その売却代金を保有株式数の割合に応じて交付いたします。

(2) 10 株以上 100 株未満の当社株式を保有の株主様

本株式併合により、1 株未満の端数が生じる部分につきましては、会社法 235 条に基づき、一括して売却処分とさせて頂き、その売却代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

また、当社が導入を予定しております買増制度により、単元株主となる方法があるとともに（本日、別途開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」をご確認下さい）、会社法第 192 条の定めにより、単元未満株式の買取請求を行うことができます。

(3) 100 株以上 1000 株未満の当社株式を保有の株主様

本株式併合により、1 株未満の端数が生じる部分につきましては、会社法 235 条に基づき、一括して売却処分とさせて頂き、その売却代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

本株式併合に伴い、証券取引所における売買の機会を失うこととなりますが、当社が導入を予定しております買増制度を本株式併合後に利用して頂くことにより、単元株主となる方法があるとともに（本日、別途開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」をご確認下さい）、会社法第 192 条の定めにより、単元未満株式の買取請求を行うことができます。

また、本株式併合の効力発生日前までに、証券取引所における売買を通じて、1,000 株以上を保有して頂く方法もございます。

以上